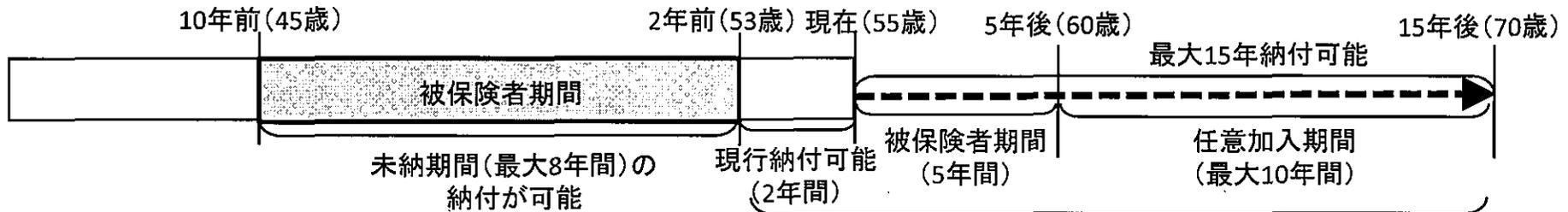


納付可能期間の延長による効果

65歳未満の方：過去10年以内に未納期間があれば納付ができる。

⇒ 納付により、受給資格期間(25年)を満たしたり、将来の年金額を増やすことができる。

【例1】55歳の方：過去10年以内の未納期間(最大8年間)の納付が可能。



現行制度では最大17年分納付可能
(65歳時点までは12年分納付可能)

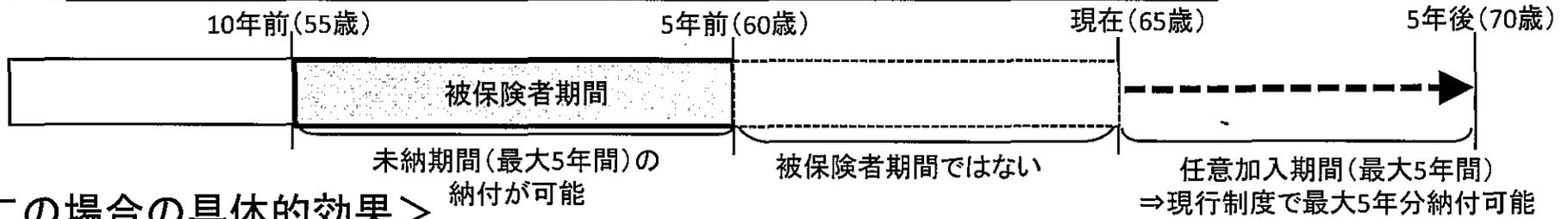
＜この場合の具体的効果＞

現在の保険料納付済期間	現行制度	本制度を利用した場合の効果
8年未満	70歳までに最大17年分(過去2年分+今後最大15年分)しか納付できないため、受給資格期間(25年)を満たさない。 ⇒ 無年金者となる。	25年に不足する年数分を本制度で納付することにより、任意加入を併せて利用することで、受給資格期間(25年)を満たすことができる。 ⇒ 65歳～70歳の間に受給権発生。
8年以上 13年未満	65歳までに12年分(過去2年分+今後10年分)しか納付できず、65歳時点では受給資格期間(25年)を満たさない。 ⇒ 65歳時点では受給権なし。 (ただし、70歳までの任意加入により、さらに5年間納付できるため、65歳～70歳の間に受給資格期間(25年)を満たし、受給権発生可能。)	25年に不足する年数分を本制度で納付することにより、65歳時点で受給資格期間(25年)を満たすことができる。(25年を若干上回る年数分の納付とすることも可能。) ⇒ 65歳時点で受給権発生。
13年以上	65歳までに12年分(過去2年分+今後10年分)納付できるため、65歳時点で受給資格期間(25年)を満たす。 ⇒ 65歳時点で受給権発生。	本制度の利用で、8年分までの範囲で、年金額を満額にする、あるいは満額に近づけることができる。

65歳以上の方：過去10年以内に未納期間があり、かつ、現時点で受給資格期間(25年)を満たしていない者が納付できる。

⇒ 納付により、受給資格期間(25年)を満たし、年金の受給権を得ることができる。

【例3】65歳の方：過去10年以内の未納期間(最大5年間)の納付が可能。



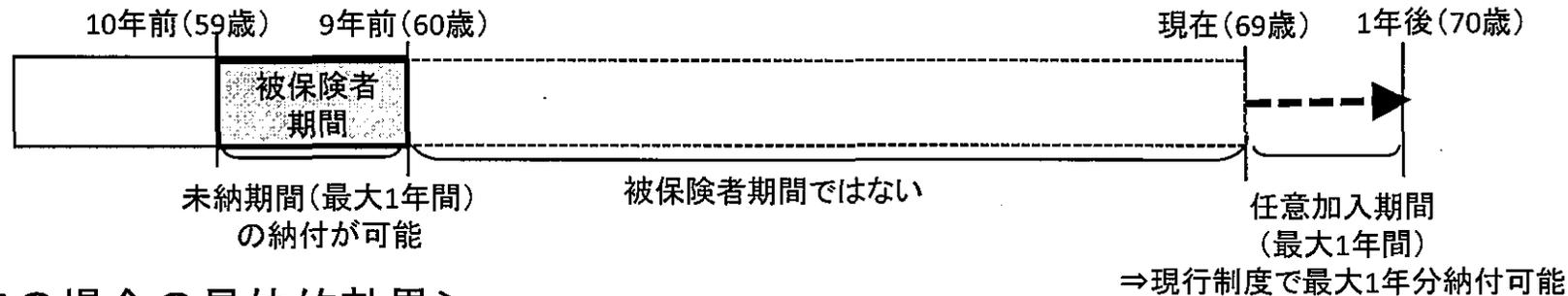
<この場合の具体的効果>

現在の保険料納付済期間	現行制度
15年未満	70歳までに最大5年分しか納付できないため、受給資格期間(25年)を満たさない。 ⇒ 無年金者となる。
15年以上 20年未満	70歳までの任意加入により、さらに5年間納付できるため、65歳～70歳の間に受給資格期間(25年)を満たし、受給権発生可能。
20年以上 25年未満	65歳時点で受給資格期間(25年)を満たす。 ⇒ 受給権あり。



本制度を利用した場合の効果
70歳までに最大10年分(過去分の事後納付5年分+今後の任意加入5年分)しか納付できないため、受給資格期間(25年)を満たさない。 ⇒ 無年金者となる。
25年に不足する年数分を本制度で納付することにより、任意加入を併せて利用することで、受給資格期間(25年)を満たすことができる。 ⇒ 65歳～70歳の間に受給権発生。
10年前までの期間(65歳の方なら55歳～60歳の間に未納期間があり、その期間分の保険料を本制度で納付することで、受給資格期間(25年)を満たすことができれば、直ちに受給権発生。
本制度の対象外 (受給権発生前の期間に係る保険料を受給権発生後に納付して年金を増額することは、年金制度の基本的考え方と相容れない(免除期間の追納も同様の扱い))。

【例4】69歳の方：過去10年以内の未納期間（最大1年間）の納付が可能。



<この場合の具体的効果>

現在の保険料納付済期間	現行制度	本制度を利用した場合の効果
23年未満	70歳までに最大1年分しか納付できないため、受給資格期間(25年)を満たさない。 ⇒ 無年金者となる。	70歳までに最大2年分(過去の事後納付1年分+今後の任意加入1年分)しか納付できないため、受給資格期間(25年)を満たさない。 ⇒ 無年金者となる。
23年以上 24年未満		25年に不足する年数分を本制度で納付することにより、任意加入を併せて利用することで、受給資格期間(25年)を満たすことができる。 ⇒ 65歳～70歳の間に受給権発生。
24年以上 25年未満	70歳までの任意加入により、さらに1年間納付できるため、69歳～70歳の間に受給資格期間(25年)を満たし、受給権発生可能。	10年前までの期間(69歳の方なら59歳～60歳の間に未納期間があり、その期間分の保険料を本制度で納付することで、受給資格期間(25年)を満たすことができれば、直ちに受給権発生。
25年以上	69歳の時点で、受給資格期間(25年)を満たす。 ⇒ 受給権あり。	本制度の対象外 (受給権発生前の期間に係る保険料を受給権発生後に納付して年金を増額することは、年金制度の基本的考え方と相容れない(免除期間の追納も同様の扱い))。

(注)

- ・ 60歳から70歳の期間は強制加入被保険者期間ではないが、任意加入が可能な期間。
本制度により、過去に任意加入していた期間のうち、未納であった期間についても納付することができることとなる。
- ・ 例えば70歳以上の方は、10年以内に強制加入被保険者期間はないものの、60歳から70歳の間に、未納となっている任意加入期間があれば、本制度でその期間を納付することができる。